

午前 9時30分開議

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に入ります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に1番議員、堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 1番議員、堤宏康でございます。

さて、さきに通告いたしました、義務教育学校についての質問です。

昭和村の将来を担う子供たちのために、新たな時代にふさわしい学びと校舎を造りたい。そんな思いを共有し、子供たちが主役となり、村全体がともに学び育つ統合小中学校の実現を推進するため、昭和村統合小中学校推進協議会が発足し、1年がたとうとしています。

この間の教育長を長とした、教育委員、推進協議会委員の方々のご尽力に対しまして、まずもって感謝申し上げます。

昨年12月の定例会におきまして、村長より、協議会の総意として義務教育学校が望ましいとの報告を了解したとのご答弁をいただきました。本村の目指す学校制度として、義務教育学校と理解しております。

次に、現状での目指す開校年度の想定についてお尋ねしたところ、教育長より、住民説明会において、建設事業に着手してから最短で設計に2年、工事に2年程度、合わせて4年程度を要するのが一般的ですということだけを説明いたしました。義務教育学校という

柱ができた現在、基本構想の策定が現在からおよそ1年程度とし、令和8年度から起算して5年後を目安に統合小中学校を開校したいというものでありますとご答弁いただきました。

また、去る11月18日に開催した第7回推進協議会では、村長に提案する基本構想の重要な内容である建物や候補地、いわゆるハード面の協議を本格的に開始しましたとのご答弁もいただきました。

令和13年度を目標とし、ソフト面からハード面への協議に移行したという認識です。

本定例会の通告期限の2月18日までに、10回分の昭和村統合小中学校推進協議会の資料が配付されました。それらの資料の中に「昭和村義務教育学校建設候補地の絞り方」がありました。協議会として、義務教育学校建設に向けて次の段階に移行し、現在の協議の中心は候補地についてであり、資料の手順にのっとり協議が進められていると推察いたします。

そこで、教育長にお伺いいたします。

通告①の質問です。

推進協議会の資料に示されている「推進協議会における昭和村義務教育学校建設候補地の絞り方」にのっとり、これまでの協議の経過と今後の進め方についてお答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの「推進協議会における昭和村義務教育学校建設候補地の絞り方（案）」にのっとり、これまでの協議の経過と今後の進め方についてのご質問にお答えをいたします。

12月23日、第8回の推進協議会において、候補地の絞り方（案）を始めて提案し、了解をいただくとともに、農業振興地域の理解を深めた後、建設候補地を協議し、6候補地となりました。

1月17日に6候補地の現地確認を実施し、土地の高低差や形状、道路状況、隣接地との関係、通学ルート of 安全等を確認しました。同時に、今後も判断に必要とする観点と評価

の検討を重ね、徐々に候補地を絞っていくこととしました。

1月27日、第10回の推進協議会では、これまでの期間でいただいたご意見を加味し、絞り方（案）の一部を修正いたしました。修正内容は、義務教育学校の視察、洪水浸水想定区域の国・県比較図の理解及び資料修正（降雨量について）、候補地評価シートの提示でした。この会議の中で、洪水浸水想定区域について、県担当者の説明要望、候補地ごとの建設費用の暫定的見積り資料要求が出されました。

2月20日、第11回推進協議会では、洪水浸水想定区域の理解を深めるため、所管する県土整備部河川課の職員を招聘するとともに、説明を受け、制度の理解を深めました。

次に、建設候補地別の建設費見積り資料を暫定的に提示しましたが、労務費、材料費の物価高騰の影響などを受け、建設費総額が村の年間予算の2倍近い額まで膨らんでいるため、財政面を踏まえた事業規模の見直しの必要性を理解しました。

以上が第8回推進協議会以降の経過となります。

今後の進め方につきましては、第12回推進協議会を3月19日に予定しておりまして、ここでは、見直ししました建設候補地別の建設費見積り等について、協議・検討をしていただくことになると思います。

また、合わせて候補地の評価シートを基にした協議も進めていきたいと考えています。

さらに、その後につきましては、先進義務教育学校の視察や地域説明会の開催、区長会への説明会等を行い、建設候補地評価シートを基に推進協議会における建設候補地（案）を決定していきたいと考えています。

いずれにいたしましても、推進協議会の委員の皆様とともに、昭和村が目指す義務教育学校が子供たちにとって健やかな学習や生活ができる空間、そして、安全で安心が確保できること、地域社会と連携・協働できる共創空間を実現できる学校を目指し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

観点と評価ですか、そういったお言葉ですとか、また、評価シートを基にした協議を今

後進めていく、そういったことが伝わってまいりました。また、今後といたしましては、建設費用等の見積り、あと前回12月のご答弁いただきました地域説明会、区長会等での説明、そういったことが位置づけられているといったことが確かめられたというふうに思います。ありがとうございました。

協議会におきましては、いずれにいたしましてもハード面の中心、大きな山となる候補地が現在の協議の中心であり、大きな山場を迎えたという認識です。

高橋村長、村長の公約の一丁目一番地の村の未来を担う子供たちが通いたいと思う学校をみんなで考え造りませんか、いよいよ造る前段階の候補地の絞り込みまで来たといった感じです。

旧建設委員会の解散から1年半余り、この間、執行機関と議会のそれぞれの立場を明確にし、実務を担う教育委員会が取組やすいよう、様々な環境を整理してきた高橋村長のリーダーシップ、また、村長の信頼に応え、淡々粛々と実務を担ってきた小野教育長には頭の下がる思いでございます。

ここで村長に少しお聞きしたいのですが、村の最高責任者、また、総合教育会議議長として、候補地の絞り込みについて、関連した質問なんですが、どのような思い、願いをお持ちでしょうか、簡単にお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員の質問にお答えいたします。

候補地のいよいよ絞り込みに入ってきたわけでございますけれども、あくまで、当初からのお話のように義務教育学校という形ですが、ともかく先にソフト面の充実ということがまず第一でございます。

その上のハードでございますので、そのことにつきましては推進協議会のほうにしっかりと練っていただいて、本当に皆様方が、子供たちが本当に伸び伸びと生き生きと学問に励めるというような、しっかりした候補地でなければならないと思いますし、いろんな面で協議をいただいて、候補地をしっかりと絞り込んでいただけたらというふうに考えております。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。突然の質問で大変失礼いたしました。

村長のほうから、協議会のほうを大変重視しているといったことが伝わってまいりました。また、公約にありますように主役は子供たち、子供たちが通いたい、そういった学校をつくってほしいという村長の願いが、ひしひしと伝わってまいりました。ありがとうございます。

村長の思いの込められた学校、それが昭和村の未来を担う子供たちにとって通いたいと思う学校であり、また、真に一つの村の象徴となることを私も願っております。そのためにも、より多くの村民の方々のご理解ご協力を得られるよう、この問題を前に進めていかなければならないといった思いもございます。

そこで、順を追って詳しく確認させていただきたいと思います。

建設候補地の絞り方について、順を追って確認させてください。

推進協議会における昭和村義務教育学校建設候補地の絞り方、令和8年1月27日付では、適用として、1、施設整備の方針と候補地選定基準を決定、令和7年11月18日、2、各委員が考えた建設候補地を出し合う、令和7年12月23日、3、建設候補地の現地確認（6か所）、令和8年1月17日、4、候補地の絞り込みと示されています。

さて、ここでちょっと前の話になるんですが、建設地選定基準を決定について教育長にお聞きしたいと思います。

1の施設整備の方針と建設候補地選定基準を決定、今年の11月18日とありますが、どのような手順で建設候補地基準が決定されたのでしょうか、確認の意味も込めてお聞きいたします。教育長よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤議員さんのご質問にお答えをいたします。

大きく設備整備方針、それから候補地の選定基準の決定の経過についてのご質問というふうに理解をしました。

その両方とも事務局側で基本案は出しました。整備方針というのは単なる学校を建設しようというのではなく、昭和村に合った義務教育学校としての施設方針、それを考えていきたいと。例を出しますと、予定しています義務教育学校は1年生から4年生までのブロック、5、6、7年生までのブロック、8年生、9年生までのブロックの3ブロックを予定しています。これらは子供たちの発達段階にあった教育を一貫して行うために必要な施設設備と考えるからです。

そうしたような設備方針が必要と思いますが、推進協議会に諮っていかがでしょうかと、そして、賛成、同意を得まして、それではこの方針を基本として設定していきますというような形で、決めていったものが設備方針ということになります。

もう一つの候補地の設定基準、これにつきましても事務局側が原案を出しまして推進協議会にお諮りをして、その方向性をもって、よろしいでしょうというふうに共有をいただいた後に決定をさせてもらっています。

候補地の設定基準というのは、いわゆる建物を建てるための観点ということです。例を挙げますと、法規に照らした実際の敷地面積が確保できるか否かであるとか、子供たちの登下校を含めまして、生活する区域として、その敷地、候補地が安全性が確保できるか、全体を含めまして教育環境は適切か否か、それから通年を通じて教育活動を図る利便性が高いか否か、それから今の学校もそうですが小中一貫教育、9年間ともなると地域との密接な関係が必要となりますので、地域との近接性の関係はいかがかと、それからこれは村との方針にもなりますが、用地取得の関係はどうか、お金のことになりますけれども、その観点と、もう一つが村づくりの方向性と合致していますかというような建物を建てる上での基準をお諮りをして、皆さんに協議を得て方向性を決めました。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

基本的にそれぞれ原案は事務局で作成したということ。しかし、その原案をそのまま使用するのではなく、きちんと協議会の中でお諮りしていただいて推進員さんに確認し、と

きにはご意見をいただいたと思うんですけども、そういった練った形で、これらの施設整備の方針ですか、まず確認し、同様に候補地選定基準を決定した。

先ほどの教育長のご答弁にありましたように、基本的には観点と評価というようなお言葉を先ほどのご答弁の中でいただいたんですが、観点と合わせて評価の話もその中でなされた、そういった理解でよろしいでしょうか。教育長お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤議員さんのご質問にお答えをいたします。

観点と評価という言葉を使っていたので、私としても大変答えやすいと言いますか、事務局としましては皆さんに合意を得ていただくための視点として、例えば学校を建てるために必要な観点を提示しました。

過不足はないでしょうか、さらには後々評価シートという形になるんですが、重み付けなども皆さんで協議をしながらということで、視点、観点を出して、皆さん練りあって作り上げていっているという形になっています。

今後にもさらに要望があれば、変化していく可能性ももちろんございます。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

12月の定例会において、教育長より、このようなご答弁をいただいているんですね。ちょっと読んでみたいと思います。

前建設委員会における候補地の選定では、様々な機会に多くの方々からお叱りやご意見をいただきました。推進協議会ではこうした様々な意見を踏まえ、設備整備の方針と建設候補地選定基準を設定し、より丁寧に透明性のある形で候補地案等の協議を進めてまいりたいと考えております。また、選定基準についてはもちろん、先ほどのご答弁にもあるんですが、昭和村独自の色を出している部分もございますが、基本的には、文科省等が出している様々な建設の人の参考にして網羅していますといったご答弁をいただいております。

す。

これらのことを勘案いたしますと、また、先ほどのご答弁ですか、そういったことを合わせますと、候補地選定基準につきましては文科省等の建設の視点を網羅し、事務局が原案を作成し、丁寧に透明性のある形といった意味合いで、協議会において住民を代表する立場の推進員の方々の協議を得て決定した。言い換えると候補地選定基準については広い意味で住民の意見を反映させ、観点、それに合わせて評価の視点も考えながら、もうスタート段階から評価についても議論しながら進めていった、そういった理解でよろしいでしょうかね。

教育長のいう、丁寧に透明性のある形で候補地案等の協議、これは村民を代表した推進員の方々により協議や承認、決定事項としての総意を尊重していくといったことを示しているというふうに私は理解しているんですが、教育長、その辺の認識はいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 続けてお答えをいたします。

この推進協議会の一つの話合いの仕方として、4つのグループ構成を持っています。5人ないし6人のグループ、その後に全体会というような形で、とにかく発言の回数を多く、また全員が発言しやすいように、そのグループ協議の中からも教育長いいかいというような形で呼ばれて質問に答える、あるいは事務局がその場で一緒に入り込んで答えるなどの経過をして、最終的に4グループの話合いの状況を全体会で吸い上げて、最終的にある項目に関して、こういうことで方向性、皆さんの総意ということでよろしいでしょうかというふうな決定の仕方をしているところです。

ご質問いただいたとおり、委員さんは地域から進んで手を挙げてなったださったばかりなんですけれども、間接的とはいえ、地域の人との関わり合いの深い方々が協議を経て方向性を決めておりますので、100%とは言いませんけれども、吸い上げる形で協議は進んでいると思っております。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

議会制民主主義でございますから、直接ではございませんので、間接的とはいえ、民意を取り入れているといったことが伝わってまいりました。また、協議会の進め方として発言機会を多く設け、様々な意見を吸い上げ、最初はグループの中で討議、そして全体という形で共通理解を深め、方向性ですとか視点、そういったものを明確にし、意見集約が図られる。総意となって協議会の意見がまとまる、そういった丁寧な進め方をしているということが伝わってまいりました。ありがとうございます。

続けていくんですが、以降、候補地の絞り方では12月の段階では候補地を出し合い、年を明けた1月では現地を確認し、現在は候補地の絞り込みといった形で協議が進められているというのが資料等から伝わってまいります。

そこで、また教育長にお聞きしたいんですが、くどのようなんですが、評価に関する協議についてです。建設候補地の選定に当たっての選定基準等に基づいた各候補地の評価については、何回か出てきたんですけども、恐らくスタート段階からはやっているんでしょうけれども、いつ頃からどのような形でなされてきたのか、繰り返しになる部分もございますが、教育長、お答え願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 続けてお答えをいたします。

候補地の選定は（案）が出る前から、実は当然スタートしていますし話題にもなっているところです。

推進協議会の中で、今後どのように絞り込んでいくかという道筋をみんなで確認し合いたいというご意見をいただきまして、その後に案というものを outsourcing させていただいたわけです。ですから、候補地の場所決めのほうに入っていきますといった段階から、委員の皆さんは考えの中にあるということではあります。

含めて今後の考え方なんですけれども、先ほど申し上げました設備方針、選定基準、それらを抱き合わせました評価シートというのを現在作成しておりますので、これはできる

限り客観的に数値化をしていこうというふうに考えております。その数値化の比較の中で、数字だけにとらわれることはないんですが、それを基に話し合って長短を比較し合って現在6つ候補がありますけれども、それを外していく、少なくしていくという考え方になっております。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

候補地選定基準の決定の最後まで評価に関する内容も扱ってきたということ、また、今教育長のほうから点数での評価ということで、前回もこんなこともご答弁いただいていますね。

候補地の点数管理評価につきましては、施設整備の方針、候補地基準の項目を数値等で、客観的に評価するためのシート、今ありましたがこのシートを現在作成しながら進めていくということですよね。その詳細は答弁の中で、以前の答弁の中では今後の推進協議会で協議する予定ですといったご答弁いただいていた。それが昨年12月ですから、その後、推進協議会におきまして、この評価シートの内容を皆様方に確認していただいて、現在使用中といった認識でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えをいたします。

次回の推進協議会を3月19日に予定しているところですが、この候補地の評価シートによる皆さんのお考えを聞きあうというのは、実はその前の回からスタートしたかったんですが、それ以前に洪水浸水地域の理解が非常に大切だということになりまして、ほぼほぼそれに1回を使っているところです。

そのもう1つ前の会議では、農業振興地の制度について、以前堤議員さんからもご質問いただいたと思いますが、村の方針と大きく関わりまして、それに関わる候補地がございましたので農業振興地制度及び浸水予想地域の関わる候補地の、その何ていうんでしょうか、理解度を深めるのに2回ほど使いましたので、評価シートの話に戻しますと、評価シ

ート自体は出してあって、うちでといたしますか、宿題で考えてくださいという形で次回3月19日、皆さんでもみ合うというような形になっております。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

ちょっと先ほど来のご答弁ですと、評価シート、もう早い段階が出ているので、推進協議委員さんは目にしている、意見をいただいているという認識でよろしいわけですよ。多かれ少なかれなんですから、そのもう確認された評価シートを基に次回それについて点数化を加えていく。言い換えると、もうあらかじめ教育委員会が押し付けたのではなく、推進協議委員さんが協議ですか、理解ですか、話し合いですか、承諾ですか、そういった形をした上で使用していく、使用している、そういった認識でよろしいのでしょうか。教育長、確認させてください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えをいたします。

評価シート自体は、文科省が示しているものを約8割方使っております。それに合わせて昭和村の色をつけながら20%ぐらいつけて、全部で7項目で出来上がってまして、詳細な項目までにしますと20項目で出来上がっています。

また話が戻りますけれども、例えば項目の安全性というものの中に自然災害というのがあるんですね。これにつきましては、洪水浸水地域の理解というものを十分踏まえないと判断できないであろう。つまり評価シートに点数化するのも、その理解を深めないとなかなかできないであろうというご意見をいただいて、評価シートそのものをちょっと先送りにして、そちら側のほうに入っている。

つまりご指摘のように、評価シートそのものの原案は出させてもらいましたけれども、その項目内容、それから、それらを何点ぐらいで評価をしていくかというようなことも全て推進委員さんと練り合わせながら、多少変化をしていくと思いますので、そのようなも

のとして理解していただければというふうに思います。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

基本的な部分、大きな部分ではもうスタート段階から共通認識のもと、観点と評価ということで進めていく。また、現在はその評価をきちんとしていただくために細やかな資料提供ですか、学習というんですか、学習会というんですか、そういった意味合いで2回ほど土地利用に関するものですか、浸水予定地域の学習ですか、そういったものを持ったということですよ。それは客観的な評価のために行ったということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

協議会はある意味、民意の総体というふうに理解しています。今後も推進協議会におきましては、住民を代表する立場の推進委員の方々の協議を丁寧に行い、広い意味での民意を反映させた、そういった意見集約がなされることを切に願っております。

話が長くなってしまったんですけども、この通告では確認したかったことが2点ございます。

1点は、進め方として、民意の総体ともいえる推進協議会における協議を尊重しているんだということを確認したかったんです。

2点目は、選定基準に基づき評価の方法、それらの処理の仕方を大骨の部分ですか、大切な部分はあらかじめ決定し、その後現地確認をし評価している。その評価の精度を高めるために外部の講師を招聘したりして協議の場を設けたというふうに理解しております。

この2点を確認したかったんです。特に2点目につきましては、いわゆる後付けの評価で特定の候補地が有利となることがないか、そういったことを確認したかったんです。はい、ありがとうございます。

今日の質問を振り返ってみますと、スタート段階から評価の話というんですか、基準と評価、観点と教育長のお言葉をお借りしますと、観点と評価ですか、観点と評価というような形でスタート段階から評価についても視野に含めて、協議会の中では協議を進めてきたというふうに私は理解いたしました。

ちょっと余談なんです、ちょっと学校の授業、これを思い出しまして、授業前によく言われたんです、指導を受けたんですが、狙いに基づき評価基準を決定し、それにのっとって具体的な評価項目を準備して授業してくださいねというような指導をよく受けました。評価項目の準備なしに授業行い、後付けで評価したのではいかなものかということで、確認させていただきました。ありがとうございました。

できれば、単に推進協議会、今公開されていると思うんですが、資料を公開するだけではなく、取組の経緯が分かるよう、1年たつわけですので、1年間の会議録概要等を整理いたしまして、誤解がないように取組の様子が多くの住民に伝わりますよう公開する、そういうことも考えておいていただければというふうに思います。

今後ともこれまで同様に、疑念を抱かれることがないよう、教育長の言葉を借りると、丁寧に透明性のある形で候補地案等の協議をぜひお願いしたいと思います。地域社会と連携、協働できる共創空間を実現できる学校を楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

次に、通告の②の質問です。

①の質問と重複する部分もあろうかと思いますが、推進協議会だけでなく、教育委員会としての令和8年度の義務教育学校に関連した取組予定について、目安とする時期も含めてお答えください。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの教育委員会としての令和8年度の義務教育学校に関連した取組予定についてのご質問にお答えをいたします。

令和8年度の取組につきましては、令和8年度当初予算（案）に統合小中学校基本計画策定業務委託料を計上させていただいております。

ですから、令和8年度中に建設候補地が決められ、基本計画の策定に取り組めるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

ご答弁にありましたように、令和8年度当初予算（案）に統合小中学校基本計画策定業務委託料ですか、を計上しているということ、また、先ほど①の質問の答弁にありましたように、地域説明会ですとか区長会等への説明の位置づけ、そういったこともなされているのかなというふうに推察いたします。

また、ご答弁にはないんですが、12月のご答弁の中に総合教育会議というのが昭和村総合教育会議というのが出てきましたよね。そういったことから勘案いたしますと、今年度中に昭和村総合教育会議におきまして、教育長のほうから村長と教育長は一定の関係性がございますから、村長のほうに建設候補地等の報告がなされ、総合教育会議議長である村長の下承ですか、承認を得るのかなということで大綱の中に位置づけられ、進められていくのかなというふうに推察いたしますが、その辺のところは、教育長、どのようなご見解をお持ちでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 総合教育会議との関係性についてお答えをしたいと思います。

総合教育会議は村長さんの命によって、年何回か定番に開かれるものです。今までは年1回でした。ところがこの学校建設に関わっては大変大きな重要な問題ですので、村長さんのほうから開かれる場合もございますし、教育委員会事務局側から村長さんに打診をしまして会議を開くという形も当然出てきます。本年度も出ておりました。

したがって、先ほどの建設候補地等の案、地区説明会等々を経て、推進協議会案として一つに絞られたような段階においては総合教育会議を開いていただきまして、村長さんの意向を確認し、その何ていうんでしょうかね、共有性が図られれば次のステップという形になっていくかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

執行機関としてですか、既存の組織あるいは仕組みというんですか、そういったことを

きちんと活用して丁寧に透明性のある形で、言い換えると正式な形というんですか、そういった形でこの話が進められているということは理解できました。

議会人といたしましては、引き続き動向を注視してまいりたいと思います。また、疑問があればこのような形で質問させていただきますが、願っていますのは、やはり村長の公約を借りれば、子供たちが通いたいと思う学校、教育長の言葉ですと地域社会と連携、協働できる共創空間を実現できる学校を楽しみにしております。

ぜひとも大変なご苦勞があるかと思いますが、今後話を進めていただき、多くの村民の方々のご理解ご協力が得られますよう切に願っております。今後とも引き続きよろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

10時25分に再開にいたしますので、よろしくお願いたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、9番議員、林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 通告をいたしました3項目にわたり、項目ごとに質問をさせていただきます。

最初に、学校の村民投票について伺います。

小中4校の統廃合、義務教育学校建設候補地の決定方法について伺います。

まず、総合運動公園隣接地が白紙撤回となったことの教訓ですが、福島7候補地案を村

民に秘密扱いとして知らせず、住民説明会も開かず、現地調査やまともな議論もしない中で、委員だけの投票により決定を急いだことにあります。

その結果、南小・東小学区など、学校が遠くなることに猛反対が巻き起こり、白紙撤回に追い込まれました。今でも村民の8割は総合運動公園隣接地に大反対であるという事実が変わっていないと考えます。

総合運動公園隣接地は、村の真ん中で、スクールバスの送迎に適しているとの意見もありますが、徒歩通学の教育効果や必要性等を説く人もおられます。

そもそもスクールバスは何キロメートル以上で運行するのか、各候補地別の徒歩通学とバス通学の人数、バス運行経費は1億なのか2億かかるのか。建設費についても60億円との総務課案だけではなく、既存校舎の活用なら数十億円で済むのかなど、候補地別の建設費用推計も当然、公表すべきであり、公表しなくては何を基準に判断しろというのでしょうか。

推進委員会で決定された後、議会で否決されたら最悪です。推進委員と議員が結果を尊重するとの合意の上で、最も民主的な村民投票または準ずる方法により、村民に決定してもらうのが最良な方法であると考えます。

そこで、具体的に伺います。

①総合運動公園が白紙撤回となったことの教訓について伺いたい。

②最終的な場所の法的決定権は議会にありますか説明を求めます。

③村民が十分な判断材料を理解した上で、村民投票またはそれに準ずる方法により、村民に決定してもらうよう強く要求をいたしまして見解を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの小中4校の統廃合、義務教育学校建設候補地の決定方法についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①総合運動公園が白紙撤回となったことの教訓についてですが、前建設委員会を解散する際に申し上げた点は、まず1点目に、議論の順序について建設場所の議論が先行してしまった点、2点目に、組織の体制として村長・議長が委員会の中であって、二元

代表制の観点から適切でないと考えた点、3点目に、村民との合意形成において十分な説明・理解がなされていないまま議論が進んでしまった点となります。

そして、教育の専門家である教育委員会を中心に新たな協議会を設立していただき、先ほど申し上げた点を踏まえて議論をいただくようお願いをし、昭和村統合小中学校推進協議会が設置されました。

なお、統合小中学校推進協議会においての前建設委員会の総括については、統合小中学校推進委員会を所管する教育長より後ほど答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

次に、②最終的な場所の法的決定権の説明についてですが、学校の設置・管理・廃止に関する条例の制定または改廃、予算の決定・承認には、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決が必要であります。

そのため、新たな学校建設場所がいかに決定するかにつきましては、まず、統合小中学校推進協議会で協議された結果の提言を受け、議会のご意見を伺いながら村長としてその是非を判断し、予算や義務教育学校の場所を定める「学校の設置及び管理に関する条例」を議案として議会にお諮りし、これが可決された場合に義務教育学校の場所が決定されることとなります。

最後に、③建設場所の決定について、村民が十分な判断材料を理解した上で、村民投票またはそれに準ずる方法により決定することについてですが、これは、具体的な協議を進めている昭和村統合小中学校推進協議会を所管しております教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林幸司議員さんの小中4校の統廃合、義務教育学校建設候補地の決定方法についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、①総合運動公園が白紙撤回となったことの教訓についてですが、昭和村統合小中学校推進協議会では、先ほどの村長の答弁のご指摘を踏まえ、協議会としての立場を明確にし、議論の順序と内容を確認し、十分な情報発信と丁寧な合意形成を図っていくこと

といたしました。

具体的には、毎月広報紙により協議会の内容を村民の皆様に周知することとし、その中で議論の進め方やスケジュールなどをお示しするとともに、重要な方針を協議する際には、住民説明会を開催することといたしました。

次に、②最終的な場所の法的決定権の説明についてですが、統合小中学校推進協議会では、村長に提言を行うことを目的としており、決定権を持つ機関ではございませんので、よろしくお願いいたします。

最後に、③建設場所の決定についてですが、村民が十分な判断材料を理解した上で、村民投票またはそれに準ずる方法により決定することについてですが、現在、昭和村統合小中学校推進協議会では、協議会として建設候補地をどのように選定していくかの協議を行っている段階であり、本協議会で必要な観点を基に協議して意見を整理し、各委員の共通理解を得た上で住民説明会等を実施したいと考えております。

また、候補地を絞っていく段階でもさらに住民説明会を実施し、村民の皆様のご意見を伺いながら、対話を通じて丁寧で透明性のある候補地選定を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 白紙撤回になったことの教訓というのは、それぞれいろいろな考え方があったと思います。村長も今答弁されたように、その教訓を生かして、今、懇切丁寧に議論が進められているということは評価をしなければならないと思います。

それと②番の法的決定権については、先ほど教育長から答弁があったように、協議会は決定をする機関ではないと、決定する機関は議会であるということも明確に述べられました。ということで、我々議会人も建設協議会の協議の内容を尊重して進めなきゃならないんですけども、最終的に議会で出された候補地案が全員賛成で決まれば問題はないんですけども、意見が分かれて対立するようなことになったりすると、我々としてもどうしたらいいかということになりますので、プロセスを大変心配をしているところでございます。

そこで、再質問で少し幾つかお伺いしたいんですけれども、村民の皆さんや我々も含めて、今出されている候補地案の中でどこが一番いいかというのを判断する材料というのが、やっぱり気になるところだということで、先ほど堤議員からも出されました。

そこで、ちょっと参考に幾つか聞いてみたいと思いますが、スクールバス4キロ、6キロとか、文科省の基準はありますけれども、昭和村では大体3キロか5キロぐらい、小学生が3キロ、中学生なら5キロぐらいでスクールバスというような基準が大体現状ではないかなと思うんですけれども、今検討過程の中で、各候補地別のスクールバスを出した場合のスクールバスで何人が通学する、徒歩で何人が通学する、そしてその場合スクールバスは何台要なので、その運行経費は今昭和中が4～5,000万円かかっていますからね、当然1億ぐらいかかるかもしれない。

この候補地別のスクールバスの運行経費は、このくらいになるよというような判断材料は具体的に検討されていますか。もしされていたら答弁、説明してください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） スクールバス関係の開校時の想定についてのご質問にお答えをいたします。

結論的に申しますと、まだ想定できておりません。大変申し訳ないなというふうに思っております。また、ご指摘いただいたとおり、候補地を選定する材料として大変重要な要素になるということも認識をしております。

河岸段丘、地形あるいはここ数年の酷暑ともいえるような暑さの中の登下校、線状降水帯ということで、一気に、何ていうんでしょう、雨が非常に危険な降り方をする天候、さらには熊の出没等のことを考慮しながら、文科省が提示している中学校6キロメートル以上、小学校4キロメートル以上というような目安は、既に古いものだというふうに考えております。

先ほどの幾つか挙げました諸事情を含めて、その6キロ、4キロよりも内側の距離の中で進めていきたいというのは思っておりますけれども、まだ具体的な数値、距離数、さらにはそれに類するスクールバスが、どのぐらいの規模のものがどのぐらい行路として必要

かということ想定し得ていないのが現状でして、今後その辺を詰めまして推進協議会での重要な要素にしていきたいと、あるいは調査、資料化を進めていきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 総合運動公園が南小、特に南小学校の保護者の方から敬遠されたのは、やはり距離の感覚なんですね。じゃスクールバスで全部送迎するんだから、そこ行って距離が遠い短いよりも、みんなスクールバスでくるんだから、ちょうど村の真ん中なんだから総合運動公園は、スクールバスで送迎すればいいじゃないか、こういう意見も相当ありましたけれども、南小学校区の方は、例えば学童クラブに行った場合、お迎えに行かなきゃなんない、何か子供が具合悪くなったら送り迎えしなきゃなんない、全部スクールバスじゃ間に合わないよと、保護者が送り迎え、自分で学校に行ったり来たり、距離が遠くなる、やっぱりこれが感情的に、かなり南小学校の保護者の皆さんは、場所の問題で総合運動公園に反対した大きな理由だったかなと、私は個人的には考えているんですけども。

やはり、この辺は少しリアルにしていかないと、候補地を絞ってからじゃなくて、絞る前の段階でやってもらいたいなと思いますね。

洪水の関係、かなりリアルにデータでやっていたけれども、洪水の関係心配になるのは昭和中学校だけなんです。昭和中学校以外は問題はあるまいと思うんですけども。そこはもう昭和中学校は適地じゃないよと、災害場所で適地じゃないよということで、もう前々から言われているんですけども、倉澤義輝村長のときに昭和中学校の場所、昭和中学校あその場所に決めるときも相当議論はしました。しましたけれども、最終的には議会でも反対したのは2人だけで、あとは大丈夫だということで昭和中はあそこに作ったわけなんですね。それで今日に至っているわけなんですけれども。なかなかいろんな判断材料の中で、何が重要かというのは難しいと思います。

じゃ、もう一つ。この建設費の問題ですね。

総務課のほうから出された学校給食センターも含めると最大60億円、最大60億円の建設

費がかかりますよ。もうこれだけでもびっくりしちゃったんですけども、40億ぐらいで何とかできるかなと思っていたら60億という数字が出て、そしたらこの間、前回全員協議会でまたびっくりするような数字が出たんですけども、この数字についてはどこまで精査をして、いつ村民に公表するのでしょうか。

これもやっぱり村民に公表しないと、村民が見て分かりやすい形で、大体最大このぐらい、この候補地別の、ほとんど変わらないというような数字にちょっと見ちゃったんですけども、それにしても桁がまたかなり大きくなった数字が出てきましたから、これはやっぱり精査して、村民に公表していかなきゃならないと思います。それは、いつ頃公表できますか。次回の建設委員会には公表案が絞って検討できますか、説明をお願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 建設費の見積額についてのご質問にお答えします。

先ほど堤議員さんのご質問の中でも予算額大幅に超えてしまっているということで、事業の見直しをしなければならないというふうにお答えをいたしました。その方向でもって専門家のほうに、例えばこの施設を今回は諦めてというような方向の中で、縮小方向で考えると、試算はどのぐらいになるだろうかというのを現在検討しているところでございます。

3月19日に次回の推進協議会を予定しているんですが、可能な限りそこに間に合わせて、また、それらを基に本格的にそれを材料として検討するということになれば、推進協議会の資料は広報に出していくという基本的な考え方でおりますので、そのことを含めまして推進協議会でお諮りをしていきたいというふうに思っております。

今は予定で申し訳ありませんが、そのように進めております。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 本当にたまげるといふような金額の建設費の積算が出てきたので、本当に議員みんなびっくりしているわけなんですけれども、その辺の建設費の問題も含めて、やっぱり新しい学校を造るといふことになれば、それなりにいい学校を作りたいという気

持ちはみんなあるので、お金をけちるつもりはございませんけれども、やはりリアルな実態、事実的に本当にこのくらいかかるのかというの、少し絞ってもらいたいなという感じがしております。

時間もありますので、この村民投票またはそれに準ずる方法なんですけれども、全員協議会のときも申し上げましたが、市町村合併のときには、アンケートという形ではありましたが、村民の意向を確認する意味で2度のアンケートが行われました。

そして、合併はしないで自主自立でいくというのが約6割ちょっと、それで、合併して利根沼田1つにしたほうがいいという意見が2割ぐらいだったと思うんですけれどもね。どちらとも言えない、分からないが2割ぐらいの比率だったと思うんですけれども、6、2、2ぐらいの比率で、最初のアンケートでも、あと議論を尽くした後の2回目のアンケートのときも、あまり変わらなかったんですね。

村民の皆さんの意見があまり議論していたら、合併したほうがいいという人が増えたということはなかったんですね。村民の皆さんいろいろ聞いてみたら、糸之瀬村と久呂保村が一緒になったときに、むしろ旗立って血の雨が降ったと、もう二度とあんなことは、懲りたことはしたくないと、血の雨が降ったその経過を覚えている年配の方はそのことがうんと頭にあって合併は嫌だということ、あと昭和村は農業でやっていくから、農業をあんまり一生懸命やっていない沼田市と一緒にになったら農家が面倒見てもらえなくなっちゃうから嫌だよというような意見、それと目の前にある旧利南村、川田村があんまり栄えていないと、旧沼田町と一緒にあった旧利南村、川田村があまり栄えていないと、あんなんだら合併したって昭和村よくなるやと、目の前に合併事例が存在しましたので、そういったことがあって自主自立の意見が多かった。

しかし、議会では大激論になって、16人の議員さんは7対9だったんです。7人が合併賛成で9人が自主自立、1人寝返ったら8、8の同数だったんです。ですから我々議会人も、住民は合併反対で自主自立がいいと言っても議会で決まっちゃえば、住民の意向に沿わないでいったかもしれないということもありました。

ですから村民投票や準ずる方法をやったからといっても、それでそれに議会が従うかどうかともまた法律的には議会の独自権限ですからありません。非常に難しい問題なんですけ

れども、村民のニーズを把握するという点では、いい方法としてはアンケートでもやっ
てもらえればいいかと、個人的に思っていますので、ぜひこの前全員協議会の際は教育
長のほうからは、村民投票のようなアンケートのような方法をやる予定は今のところない
というような答弁だったんですけれども、教育長個人のお考えというより、協議会でそう
いう方法も皆さんどうですかと、議論はしてもらえますかね。それで、そこで皆さんでよ
く話し合っ、そういうアンケートみたいなことも、アンケートや村民投票みたいな形で
意向確認をいつやるかということも含めて、協議会で協議をしてもらいたいと思いますが、
どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

もともと住民投票という方法につきましては、村長・議会の行政執行判断を補完する方
法かというふうに思います。推進協議会で考えるのはそれに準ずる方法ということで、ア
ンケートというような方法があるというふうに認識をしているところです。

推進協議会の一つの方向性としましては、地域の代表の方々による協議を重ねて重ねて、
その上で一番ここが理想と申しますか、一番ご意見の多かったところ7割、8割ぐらいを
持って、進めていくというのを大本の目的にしています。それを受けて教育委員会、さら
には村長に提案をしていくというのが一つの目的になっておりますので、その中において、
なかなか総意として先ほど言った7割、8割というのが決めにくい状況であった場合にお
いては、こうしたご意見もいただいているというようなことも含めまして、協議のところ
にのぼすことはできるとは思いますけれども、進捗状況の中で考えていくということでお
世話になればと思います。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 私の提案です。ぜひ提案なんで、そういうことで進めてもらいた
いということを強くお願いしておきたいとします。

なかなか場所を決める問題はシビアな問題です。この役場庁舎の建設のときも、知らな

い方もおられるかと思いますが、最初はまだこの敷地の五反分しかない、1,500数坪しかないこの狭い役場の敷地の中で建て替えるという方向でしたんですけれども、議会では、もうどんどん向こうの福祉センターの向こうがいいと、あるいはコメリの裏がいいと、総合グラウンドがいいということで、議会でも意見がどんどん分かれていって、上の総合グラウンドがいいという議員さんも複数おられましたし、コメリの裏の辺、広いところがあるよなんていう人も1、2名おられましたし、過半数があっちですね、福祉センターの向こう側と、あるいは福祉センターを廃止して、そこも含めて作ってという意見がもう議会で約半分ぐらいの意見になっちゃってもめましたら、最初堤村長も、ここで建て替えるなんて言っていたのが一切村長の意見はどうだいと言ったら、私はというんで口づぐっちゃって、有識者に集まってもらって決めてもらいますと言って、それで建設委員会つくったんですよね。

それで婦人会長だ、老人会長だ、区長だとかいろいろな有識者に入ってもらって、その場所の問題も含めて議論が始まったと、最終的に議会は選挙でメンバーが変わっちゃって、あの現在位置でいいだろうという議員さんが増えたというような経過だったかなというふうに思うんですけれども、やっぱり議会でも、もめています。

私も合併問題、庁舎の場所問題でも結構議会もめましたので、今回あまり議会ではもめたくないなど、何とかすんなり村民の圧倒的な意見の集約で、あまり賛否が分かれないうまくまとまっていければありがたいななんていうのは個人的に感じておりますので、ぜひひ村の将来を左右する大事業なんで、まず一番大事な場所の問題、禍根を残さないように推進してもらおうよう強くお願いをしていきまして、時間がなくなってしまうので、次の質問に移ります。

新しい工業団地の造成の問題についてお伺いしますが、新たな工業団地の造成について、高橋村長が推進を表明して以来、全く進捗状況の報告がありませんので、本気度を伺いたいと思います。

森下関屋工業団地50ヘクタールは、村からの発案・要望ではなく、昭和インター追加要望の過程で、バブルリゾートブームが訪れ、開発インター方式が導入されたことから、当時の小寺知事の命によりインター実現のために50ヘクタールの造成が推進、決定されまし

た。

その後、バブル崩壊でゴルフ場計画が頓挫する中、加藤村長の発案で3地域をオーダーメイド工場用地として誘致を図り、いちごエコエナジーやコムシスなどメガソーラーの誘致が実現しました。

様々な政治状況にマッチングし、昭和村は運よく企業誘致に成功してきたとも言えます。

この4月から、県は新たな企業誘致補助制度をスタートさせますし、沼田市でも造成工事が始まっています。

また、こんにやく相場の低迷や国が農業予算を半減させるなど、明るい未来が見通せない中ではありますが、農地は極力守らなければなりません。

そこで、インター周辺で、幾つかのエリアの案を図面に示させていただきました。それぞれについて村長のお考えを伺いたいと思います。

さらに、事業主体についてであります。沼田横塚産業団地19ヘクタールも県企業局が造成・分譲を行うことで着工されました。本村の財政力や企業誘致のノウハウを考えたとき、関屋工業団地と同様に県企業局にお願いすることが必須だと考えます。

そこで具体的に伺います。

①今までの経過や進捗状況、推進室等の推進体制について説明を求めます。

②別紙資料に示したインター隣接候補地、それぞれについての見解と、村長が考えておられる開発規模について見解を伺いたい。

③県企業局に事業主体を要請することについて見解を伺いまして、最初の質問とします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの新工業団地についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の今までの経過や進捗状況、推進室等の推進体制につきまして、お答えいたします。

本村における新たな工業団地整備につきましては、地域経済の活性化と雇用創出の観点から重要な施策と認識しており、これまで実現に向けて準備を進めてまいりました。

まず、令和7年5月1日より、本事業を推進するための専門担当職員を配置し、工業団地候補地の選定に向けた調査を開始しました。

具体的には、大規模開発が可能な候補地の選定を進め、候補地の図面や地権者等の詳細な調査を実施しました。

選定に当たっては、既存の閑屋工業団地に隣接する用地と、特定の企業ニーズに対応するオーダーメイド方式の2つの方法で検討を進めてきております。

最初に、閑屋工業団地周辺の拡張候補地につきましては、周辺地域を6か所に区分し、総計152筆、総面積38万7,913平方メートルについて確認を行いました。これらの土地は、一部山林も含まれますが、ほぼ農地が占めており、そして、次に、オーダーメイド方式候補地につきましては、計5か所、総面積15万6,258平方メートルの調査を実施いたしました。これらの候補地は、全て山林や雑種地となっております。

そして、この調査結果に基づいて、群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課と協議を行っています。

協議の中では、候補地として検討している土地については、昭和村の基幹産業が農業であることを踏まえ、特に生産性の高い優良農地、第1種農地に当たるため、開発行為については農地のエリアを極力検討対象から外すことが適切であり、できる限り山林、雑種地、または農地であっても耕作放棄地などを優先的に検討していただいほうがよろしいのではないかと助言をいただいております。

また、工業団地の整備には、事前に地権者皆様の同意が100%となっている必要があるため、中長期的な事業計画を立案し、地域住民の皆様にご理解いただきながら事業を進めていくことが最善策であるとの指摘もいただいているところであります。

また、推進室等の体制につきましては、令和7年5月1日より、専門担当職員を配置し、これらの調査等を進めてまいりましたが、候補地となり得る可能性がある土地があるかという調査から始めるということもあり、推進室という体制をとらず、専門担当職員による調査にとどまっており、現在も推進室等の設置には至っておりません。

次に、②林議員の資料に示されたインター隣接候補地についての見解と私の考えている開発規模についてですが、最初に、Aの箇所につきましては、専門担当職員においても候

補地の一つとして検討を進めてきた経緯があります。地目は山林と農地が含まれており、総面積は約9万56平方メートルです。この候補地は、農地が約2万平方メートルとなるため、その部分の農地転用の許可が出た場合、小規模ですが候補地となることは可能ではないかと思えます。

次に、Bの箇所につきましては、山林部分が災害防止を図るための保安林となっているため、開発には林野庁による保安林解除の許可が必要となり、候補地とすることは難しいかと思えます。

次に、Cの箇所につきましては、インターチェンジや道の駅に隣接しており、交通アクセスに優れていると思います。しかしながら、この地域に広がる農地は、昭和村の中でも特に生産性の高い優良農地の集団となっていることから、この候補地につきましては、農業振興地域からの除外が最大の課題となり、実現が難しいのではないかと思えます。

そして、私が考えている開発規模については、県の方針にもありますとおり、20ヘクタール以上がよいのではないかと思えますが、候補地の面積を考慮して、それぞれのケースに合わせて対応するべきであるとも考えております。

私の基本的な考え方については、昭和村の基幹産業は農業で、私たちの暮らしを支えるかけがえのない宝であり、このすばらしい産業をさらに推進していくことです。これと合わせ、昭和村の持続的な発展のためには、新たな企業誘致も不可欠であると考えており、農業と企業が調和の取れた中で互いに栄える、活力ある村づくりを目指していきたいと思っております。

しかしながら、新たな候補地を検討するに当たり、農業振興地域内の優良農地を保全することは、村の重要な責務でもありますので、候補地の選定に当たり、極めて慎重な判断が求められるものであります。

次に、③県企業局に事業主体を要請することについての見解につきましては、今のところ、県が定める産業団地造成の候補地選定基準を満たすことができおらず、県企業局に事業主体要請を行う段階には至っておりません。

特に昭和村の場合、農業との関係が最大の課題となっており、県の方針では、農林業振興地域整備計画等で農用地の保全計画に支障がなく、除外の可能性があると求められ

ておりますが、この条件を満たすことが非常に厳しい状況にあります。

村としても、この現状を踏まえて、今後も引き続き、新たな工業団地の候補地を模索してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 昨年5月に専門職員を配置して以後、村長のほうから議会に中間報告は一度もありませんでした。何をやっているんだと、どこまで進んでいるんだというふうにみんな思っていた状況だったので、今回質問させていただきました。

詳細な報告をいただきましたので、今後は随時報告をしていただき、また議会としても、かつてのことをお話申し上げますと、昭和村、でっかい事業をやるときは、総合開発特別委員会、赤城西麓特別委員会、それから農業集落排水事業対策特別委員会、議会でも3つの対策特別委員会をつくって、メンバーは同じ議員全員なんですけれども、議会としてもそういう開発事業あるいは赤城西麓事業あるいは農業集落排水事業には、特別力を入れてみんなで頑張っ取り組んでいくんだよという、そういうことでやってきた経緯があります。

私も総合開発の特別委員長を仰せつかったときには、メガソーラーが榛東村でソフトバンクだか何かが入って、メガソーラーの事業が第1号が始まったと、これは昭和村でもできるなと思って、すぐに昭和村もメガソーラー、メガソーラーというんで、でっかい声を上げまして、その結果、今日60メガワットのメガソーラー昭和村に、結果論ですけれども、そういうことで頑張ってきたような記憶もございます。

ぜひ、議会としても車の両輪で、村長、全く報告しないんじゃないなくて、どこまで報告するかは村長の判断ですけれども、一緒に知恵を絞ってやっていけるように強くお願いをしておきたいと。時間もありますし、次に加藤議員が同じ質問をしますので、加藤議員にお譲りをいたしまして、時間があと10分になりましたので、最後の質問、3つ目の質問のほうに移りたいと思います。

8分団の詰所について伺います。

貝野瀬地区の消防団第8分団の詰所と格納庫の今後について伺いますが、建物の経年劣

化や耐震性能などから、建て替え、新築が必要ということで、村として分団の意向を確認されたとのことですが、本団長・分団長より貝野瀬4区自主防災組織、貝野瀬区の区の役員が一同に会して集まる自主防災組織の役員会でございますが、参加する会議の場におきまして、現在地での継続が団員一同の要望でありますと、旨の報告がありました。

現在の詰所ポンプ車格納庫は、JA利根沼田の所有する土地と建物の一部を借用してありますが、JAとしては農産物の集出荷には使用しなくなり、JAバンクのATMのみの使用施設となっています。

詰所の建物については、地域コミュニティ利用も兼ねることを条件に国の補助事業により建設され、農家や農事組合だけではなく、住民センターと同様に育成会やPTAやお祭りの会議などにも活用されてきました。

しかし、消防団詰所として改修されてからは、詰所のみの専用活用となっています。

村としては、貝野瀬構造改善センター隣接地に新築したいというのが本音だとは思われますが、貝野瀬区民としても何かと便利に活用させていただいている旧JA貝野瀬支所を継続して利用させていただきたい。できれば、土地や建物をJAより村が購入して、公共施設として、公共用地として活用できるようにしていただきたいというのが、貝野瀬区民の強い要望であります。

そこで提案ですが、現在の詰所建物を必要最小限度で耐震補強、耐震改修を行うことで、あと数十年は活用できるのではないかということです。どうしても新築するというのであれば、現在地において、格納庫はそのまま、詰所のみ新築する。その際、分団員全員が一同に会することができる広さを確保した建物としていただきたいというのが団員の強い要望です。

以上を踏まえて具体的に伺います。

①8分団や地元の意向確認などを行った経過について説明を求めます。

②現在地での建て替えまたは既存施設の耐震改修を求めまして、最初の質問とします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの8分団詰所についてのご質問にお答えいたし

ます。

はじめに、①8分団や地元の意向確認など経過説明を求めるについてですが、現在までの経過といたしましては、まず、本団及び8分団3役に集まっていただき、詰所の老朽化に伴い、建て替えを計画していることを伝えました。

話し合いの中で、建て替えの是非や候補地となる場所、機能面などを含め、分団員の意見を分団長にお願いし、検討を重ねていくこととなりました。

その後、収集した分団員の意見では、建て替えについては、おおむね了承したとのことで、現在の敷地を含め、ほかの候補地を数箇所挙げていただきました。

候補地の中で分団員の希望が最も多かった場所は現在の敷地で、ほかの候補地についても多数のご意見をいただいたところです。

現在までの経過は以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、②の現在地での建て替えまたは既存施設の耐震改修を求めるについてですが、今後、いただいたご意見を踏まえ、団員の皆さんが円滑に消防団活動ができるよう、場所の選定、建て替えまたは耐震改修などについて、本団および8分団との協議を重ねてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 建て替えをするということになると現在地、これはJAが敷地所有者でありますので、JAがもちろん同意をしていただければ、これはJAが例えばほかの人に売却したいと、宅地で売却したいとか、JAとしてこういう活用したいとかというのがあれば、これはもう村としては難しいことになりますけれども、JAも多分、もう売りたいというのが本音ではないかという遠い遠い噂話を聞いております。

JAとしては、もう村に買ってもらいたいというのが本音のようなふうに私は聞いておりますが、場所としては、その現在位置と、あと貝野瀬の住民センターであります。貝野瀬構造改善センターの隣、敷地内ですね。ここは大変広い場所で駐車場も十分確保された広い敷地がありますが、登記簿上の名義が川龍寺となっております。ですから、建て替えということになりますと川龍寺、事実上区が所有しているようなもんなんですけれども、

やはり登記簿上、川龍寺の敷地となっております。

ここの2か所ということになるわけなんですけれども、あまりけちらないで、現在の場所であれば格納庫は、車庫のほうはまだそんな古くないので建て替えが要らないと思います。鉄骨でできていますから。本当に詰所の寄り合える場所だけで。

上の住民センターの隣であれば、改善センターの隣であれば、改善センターが寄り合い所として使えますけれども、下となりますとやはり詰所の中に30人、団員が全部入っている会議ができたりするぐらいのスペースは最低造ってほしいというのが団員の要望なんですよね。ですから、どのくらいか15畳か20畳ぐらいのスペース、ちょっとほかの詰所より広くしてもらいたい、そうすれば建て替えには何の異議はないよということです。

ですから、建て替える場合も、ちょっとその辺のスペースの配慮をしてもらいたいということと、あと積算してみないとどのくらいコストがかかるかというのは、ちょっと専門家に相談しないと分からないので、個人的には現在の建物でも最低限の耐震改修すればまだまだ十分、100万円以上かけて雨漏りの修繕まだしたばかりでございますので、トイレも改修したばかりでございますので、耐震改修の鉄骨の2、3本補強してもらえれば十分公共施設としての活用には問題ないと思いますので、最低限の改修費用500万円ぐらいかかるか1,000万円かかるかとかというのは積算、専門家にしてもらわないと分からないんですけれども、新築よりは安くできる可能性もありますので、ぜひ団員の意向、そして貝野瀬区民の意向も踏まえて、消防団の皆さんが気持ちよく、これから貝野瀬区の皆さんもあの場所が区民のためにも使えるような場所として継続されることを強くお願いをいたしまして、時間2分残っていますけれども、総務課長なり村長なり、最後にもう1回だけ答弁をお願いして終わりたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいま質問にお答えをいたします。

今後につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、いずれにしろ、場所の選定、それから建て替え、改修も含めて、本団そして地元の8分団と今後もまた協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

11時20分に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告により一般質問を行います。

初めに、村内建設業者減少への危惧について伺います。

冬の降雪時の除雪対応、また一夕災害発生時の速やかな復旧対応において村内建設業者の皆様には多大なご尽力をいただいております。その献身的な対応に対し深く感謝申し上げます。

しかしながら、近年、村内業者の村の事業への参入が減少傾向にあります。この状況が続けば除雪や災害復旧といった喫緊かつ重要な事業の継続が困難になるのではないかと強く危惧しております。発注者と受注者が適正な競争と契約に基づき相互の信頼の下、公共の利益に資する協力関係を構築すること、これこそが昭和村が安心・安全で活力ある村であり続けるために不可欠であると考えます。

将来にわたり共に支え合える社会の実現に向け、職員の皆様の英知を結集したご指導・ご対応をお願いいたします。

そこで、村長にお伺いします。

この現状をどのように捉えていますか。また、今後の村内建設業者の育成についてどのような方針や具体的な施策をお考えかお聞かせください。

よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの村内建設業者減少への危惧についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①現在の村内建設業者の現状と今後の村内建設業者の育成についての方針や具体的な施策についてであります。入札参加資格を有する業者は5社、また冬期間の除雪作業に対応していただいている業者は5社となっております。全国的に見ましても建設業界は少子高齢化の進行に伴う深刻な人手不足に直面しており、特に労働者の高齢化と若年層の建設業離れが顕著であります。これにより事業の継続が困難となる事業者が増加し、建設業者そのものの減少につながる極めて重大な課題となっております。

本村におきましても、昨年11月に優良な建設業者1社が廃業する事態となり、村内建設業者は減少の一途をたどっている状況であります。地域のインフラ整備や除雪を担う建設業者の減少は、村民生活の安全・安心に直結する問題であり、強い危機感を持って受け止めております。

このような状況を踏まえ、今後の村内建設業者の育成については、働きやすい労働環境の整備と適切な休日設定が不可欠であると考えております。国土交通省や群馬県においては所管する工事において週休2日制を原則としており、市町村にも週休2日制を導入するよう要請しております。

このため、本村では、週休2日制について令和6年度に施行導入、令和7年度に基準を設けて本格導入をしております。本村においても週休2日制の取組を積極的に推進し、無理のない工期となるよう適切な工期設定について事業者と協議を重ねてまいります。

このほか、建設工事契約後に賃金や物価が急激に変動し、当初の請負代金が不相当となった場合、発注者と受注者が協議し契約金額を変更できるスライド条項の運用基準の策定や、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなどの余裕期間制度の活用も国から要請されており、これからの制度は建設業者の育成、環境改善につながるものとなりますので、制度の導入を進めていかなければならないと考えております。

また、かねてより村内建設業者から要望のありました村での除雪車の購入につきましては新年度予算に計上しており、建設業者の負担軽減と除雪作業が持続できるようにしていきたいと考えております。また、除雪作業の開始前に意見交換の場を設けていましたが、新年度からは多角的な意見交換を行う場を設けたいと考えておりますので、現場の声を丁寧に伺いながら入札契約の改善と村内建設業の維持・発展に向け、実行力のある施策を進めてまいります。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 週休2日制ということで工期を長く取るというような指導をするという説明でございましたが、最近は何と違って、2次製品と言われるU字溝や溝蓋、また擁壁がコンクリート製品でできていまして、それらを扱う業者のほうで受注生産というようなことで、発注してから1か月とか2か月かかるというような話も聞いております。これらも踏まえた中で、建設業者が取り組みやすいように工期を決めるということで先ほど回答がありましたが、ぜひそれらを頭の中に入れてもらって発注していただきたいと思っております。

また、途中で、契約後資材等が上がってしまっていて請負単価に及ばないというようなときにはスライド条項ということであるということですが、これらについて使ったことがあるのかないのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどお話が出ていました週休2日制の関係、それからスライド条項、途中の契約変更ですけれども、これらについては今のところ村としては行っておりません。ただ、村長の答弁にもありましたように、昨年、国のほうからも役場のほうに来まして、この辺の2日制の導入、それからスライド条項について要請をされたというような状況でありますので、その辺も入札審査会の中でその都度協議はしているんですけれども、今後、対応を考えていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 私も、業者が受注して、その後、折り合わなくなって契約変更というような形になった事案としては、はるか昔に文化会館を作ったときにあったようなことを記憶しております。あえて業者の名前は挙げませんが、そのときには契約のし直しというような形で行われたとっております。

それから、電子入札と一般指名競争入札の執行状況についてお伺いしたいと思います。

近年、村内建設業者への発注件数及び受注率、そして事業内容はどのようになっているか、分かったら説明をお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員の質問にお答えいたします。

電子入札を行った工事の実績は、令和6年度が入札件数20件中15件、令和7年度は、現在までで23件中22件となっております。

次に、一般競争入札及び指名競争入札で発注した工事の状況ですが、まず、一般競争入札は令和3年度に新庁舎建設工事関連で2件、令和4年度に新庁舎第2期工事で1件、令和7年度に体育施設の照明LED化工事で1件となります。

次に、指名競争入札は令和6年度が入札件数20件中20件、令和7年度が入札件数23件中22件となっております。

次に、村内業者への発注件数及び受注率、事業内容についてですが、令和6年度の入札を行った工事の発注件数は20件、そのうち村内業者が受注した件数は19件となります。発注した事業内容は、村道関連工事が12件、総合運動公園関連工事が3件、農業用排水施設工事が2件、宅地分譲工事が1件となります。そのほか浄化槽工事が1件、防火水槽工事が1件となります。令和7年度の現時点で入札を行った工事の発注件数は23件、そのうちJVの構成員が村内業者である企業体も含めた村内業者が受注した件数は22件となります。発注した事業内容は、村道関連工事が18件、浄化槽工事が1件、公民館関連工事が1件、体育施設照明LED化工事が1件、道の駅関連工事が1件、給食センター関連工事が1件

となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 指名競争入札と電子入札と大体5割ずつぐらいというような感じですかね。

それから、工事内容があれなんですけど、金額がどれぐらいになったらもう電子入札でやっているとか、そういうことがもし言っていたら言っていたらいいと思います。

それと、入札執行している課は建設課がやっているのか、事業課がやっているのか、また総務課が一本でやっているのか、その辺ちょっと説明していただければありがたいんですが。

よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、電子入札なんですけれども、令和6年8月から始まっております。令和6年6月下旬にちょっと県のほうで研修を受けました。その研修を受けて8月から実施をしているというところでございます。

令和6年度の入札件数が20件中15件という先ほど答弁でしたけれども、その8月以前に5件、これは電子入札じゃなくて、今までどおりの入札というところで、8月以降15件の電子入札を行ったというところでございます。

現時点では、基本的には全て電子入札でそれ以降は行っております。ただ、今回、道の駅の関係の食堂改修工事、工務店が主だったんですけども、その工務店に関しては電子入札をするに当たってのICカードというか、カードリーダーを持っていないため、これは電子入札ではなかったんですけども、基本は電子入札で行っております。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 電子入札、非常に便利だと思います。でも、先ほどちょっと話があったけれども、すぐわない工事、やっぱり建設業者といっても大工さんといった方たちは電子入札なんか慣れていない人たちもいますので、それらについては従前どおり一般指名競争入札というような形で実施していくのがよろしいんじゃないんですかと思います。ただ、あまりにも官製談合だ何だなんて騒がれましたので、一気にそれで電子入札が進んでいったんだと思います。できれば職員の方も勉強していただいて、自分たちが最終的に仕上がった品物を受け取る時に検査に行くわけですが、検査するときにはもう事業者の方よりも目がきくような形でいろいろ施工したものが立派にこの後5年、10年、果たして道路だったら使えるかどうかといったようなところまでよく見ていただいてやっていただければと思います。

いずれにしても村の経済を回す中で、ある程度は村の中にお金が落ちるのが一番理想なんで、そのような形で受注者が村内業者に多くいけばありがたいなと思うんですが、発注した関係先は村内の業者か村外の業者か、その辺の割合、率が分かれば答えていただければありがたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず初めに、その前の質問のところで電子入札に当たっては各課でやるのか、総務課がやるのかというところで、すみません、答弁しなかったんですけども、基本的には、その工事を行う担当課で行います。

それから、村外業者なんですけれども、令和6年で23件の工事があったんですけども、そのうちの村外業者は1件です。内容については、ふれあいグリーンパークの複合遊具の改修工事は村外業者でやっています。

それから、令和7年につきましては、23件中1件です。これについては学校給食センターの洗浄機の排気工事が村外業者というところでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 非常にうまく経済を回してもらっているなという感じがしました。地元業者の育成ということで、これも大きな力になりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、先ほど除雪機を購入する予算を令和8年度に計上しているという話でございましたけれども、これらは購入した後、直営で村の職員さんがやるのか、それとも外注というか委託でやっていくのか、その辺が分かりましたら、ちょっとご答弁お願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 今のところ直営ではなく、委託でやっていく予定で検討しています。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 職員の人が昼間、職務をしながら、夜、突然降ってきた雪に対して除雪に出ていくということは大変な負担がかかるわけで、それはなかなかいい選択肢かなと思いました。ぜひうまく発注して委託していただければと思います。雪が降るのも突然降ってきますので、なかなか職員の人に対応するというのは大変だろうなと感じていましたけれども、委託をしていくということでございますので、それらについてはぜひしっかり保険に入れてやっていただければと思います。

今年も、この後、雪が降らなければ、春がこのまま来ればありがたいんですが、まだ分かりませんが、そういった中で住みよい村づくりということで頑張っていただければと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

次に、企業誘致の進捗状況について伺いたいと思います。

これは、先ほど林幸司議員が詳細にわたって聞いておりましたので、私のほうはまた違

った意味で少し聞いておきたいんですが、関屋工業団地にはキヤノン電子を初め、味の素ファインテクノ、ZACROS（旧藤森工業）、また新鮮便（旧佐藤運輸）など多くの優良企業が進出され、現在の活況を呈する工業団地が形成されました。これは村の発展に大きく貢献しています。

しかしながら、その後、村においては新たな企業誘致が進展せず、足踏み状態が続いていると認識しております。村の将来を見据える上で企業誘致の活性化は不可欠です。

そこで村長にお伺いします。

村の将来を左右する重要な企業誘致について、現在の進捗状況と今後の具体的な推進策をどのように考えていますか、お聞きかせください。

また、誘致対象とする業種や企業の選定基準、誘致活動の具体的な計画がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、JAによる予冷库予定地への物流（車の出荷）が増加することに伴い、周辺道路への交通量増加や路面舗装への負荷増大が懸念されます。重交通への対応として道路の補強や大型車交通への対策についてどのような計画を進めているのか、具体的な方針を説明願います。

また、住民の安全確保と生活環境保全の観点からどのような配慮がなされているのかも、併せてお聞きかせください。

よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの企業誘致の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

村の将来を左右する重要な企業誘致につきましては、本村の持続的な発展と活力ある地域社会の実現に不可欠であると認識しており、鋭意取り組んでいるところであります。

そして①現在の進捗状況と今後の具体的な推進策、誘致対象とする業種や企業の選定基準、誘致活動の具体的な計画についてですが、現在の進捗状況は新たな工業団地の造成に向け、その候補地の調査を慎重に進めている段階となっており、現段階では具体的な企業

への誘致活動に着手しておりませんので、よろしくお願いいたします。

今後の推進策としましては、まず、候補地が明確化された後、速やかに村の特性や将来像に合致する誘致対象業種、また企業の選定基準を策定してまいります。その上で効果的な誘致活動計画を立案し、広く企業への周知を図っていきたいと考えております。

これまでの関屋工業団地の企業誘致におきましては、群馬県企業局が事業主体となり、県の専門的知見に基づき適正に企業選定が進められてまいりました。村が主体となって企業誘致を実施する場合にも、この県の豊富な経験と実績を参考にし、その基準を参酌しながら本村の発展に最も貢献し得る企業の誘致を公正かつ透明性高く進めていきたいと考えております。

村民の皆様、そして議会の皆様の期待に応えられるよう、着実かつ積極的にこの重要な事業を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、② J Aが建設を予定している集荷場に伴う物流の増加と周辺道路への影響及び大型車交通への対策についてですが、今回の集荷場整備により、これまで分散していた集荷場が1か所に集約されることから、生産者の出荷車両や大型トラックの通行が増加すると見込まれるところであります。隣接する望郷ライン線は、供用開始から10年ほど経過した時点で舗装のひび割れや陥没などの損傷が確認されたため、交通量や通行車両の実態を踏まえ、平成27年度より国の交付金等を活用し計画的に補強整備を実施してまいりました。現時点では道路の補強を行う具体的な計画はございませんが、施設稼働後の交通状況や道路の損傷状況等を継続的に確認し、必要性が認められた場合には対応してまいります。

また、住民の安全確保及び生活環境への配慮につきましては、事業主体である J Aと十分に協議を重ね、誘導看板の設置等の安全対策や駐停車のエンジン停止などの環境負荷低減に向けた取組が図られるよう働きかけてまいります。

今後とも地域への影響を十分注視しながら、必要な対応を慎重に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 今現在の舗装といいますか、現状の道路と今後想定される重交通への対応につきましては、今いますぐということではなく、建設課において計画を作って、重交通にどれだけ耐えられるか、今のうちに上に4センチのオーバーレイを加えてそれなりの舗装盤の強さを発揮して耐えていくかどうか、その辺のこともありましたので聞いてみました。ぜひ建設課長のほうで、どれだけの重交通が通るか、それはあそこで交通量調査をした上で、今後のことをよく考えていただきたいと思います。

これらは質問にはなかったんですが、関連して言えば、君河原橋等が今度いろいろと動きがあるようですけれども、それらに対しても一応村の何か所かの出入り口を押えて、どれだけ村に車が入ってきて、どれだけの車が外に出ていっているか、24時間追及した中で、どういう形になっているのかなというのを一つ把握しておくのも、将来にわたっての道路交通網の整備また対応に非常に生きてくるような気がします。

昔は、県道もよく、5年ないし10年ぐらいに交通量調査というのを県でもやっていたんですけれども、最近、県もやらなくなったような感じがします。これらによりますと、また車の移動等が分かりますので、本当はやったほうがいいなと思うんですが、なかなか県も余裕がなくなってできなくなったような感じがしますけれども、併せてぜひ、あまり幹線道路が損傷しないうちに手当てをしていただければありがたいなと考えておりますので、答えは要りませんが、ぜひひとつ考えておいて、事業の参考にしていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後1時15分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、2番議員 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） それでは、さきの通告により質問いたします。

3点ございます。

まず、最初に、利根沼田望郷ライン線の最南端から前橋方面、渋川市赤城村に向かう道路の整備について質問いたします。

本村は「やさい王国昭和村」を掲げ、首都圏の台所として新鮮野菜を提供しております。物流面も、関越高速道路や昭和インターチェンジ線と充実が図られつつあります。

しかしながら、利根沼田望郷ラインとして整備された道路は、本村内の村道桂坂線まで、そこから南側の前橋方面、渋川市赤城村へとはつながっていません。

そこで、生産者が冬の耕作地として前橋方面で野菜を生産するためのアクセスや望郷ラインが前橋方面まで整備されることによりさらに基幹産業の農業が発展すると考えます。さらに、景観も豊かですので観光目的にもつながります。

望郷ラインの最南端が、村道桂坂線とのつながりが急に直角に曲がる構造になっております。この先さらに道路が空いていればと多くの村民が思っていることと感じています。将来、昭和村の農産業、観光等が今後大いなる発展をするためにも、利根沼田望郷ラインが昭和村から県都前橋に向かう道路が新たにできることを期待してやみません。ぜひ望郷ラインの前橋方面への延長と計画の策定と推進を求めます。

村長、お答えをお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの利根沼田望郷ライン線の最南端から前橋方面、渋川市赤城町に向かう道路の整備についてのご質問にお答えいたします。

利根沼田望郷ラインは、沼田市、みなかみ町、川場村、そして本村を結ぶ基幹道路で、

農業と観光の連携による地域活性化を図るとともに、地域住民にとって重要な生活道路とすることを目的に整備されました。

本事業は、市町村合併以前から利根沼田圏域の一大事業として平成4年に着手し、農業用道路として総延長約32.2キロを莫大な費用と長い年月をかけて整備し、村内の望郷ライン部分は平成16年より供用を開始しております。

ご質問の望郷ラインの前橋方面への延長と計画設定と推進を求めるについてですが、本路線が赤城町を通過し前橋方面まで接続されることにより利便性が向上し、農業や観光の振興を図れるかもしれません。一方で、他市町村の区域内の道路を昭和村の費用負担で整備することは現実的ではありませんので、望郷ラインを延長するためには関係する市町村との十分な協議と協力、費用負担を含めた理解を得ることが不可欠であります。

また、村内の区域を整備する場合でも多額の建設費用が想定されますので、財源確保が大きな課題となります。加えて既存の望郷ラインにつきましても、日常的な維持管理費や沢に架かる大規模な橋梁の点検・補修費など将来にわたり多額の維持費が見込まれております。

このような状況を踏まえ、昭和村が他の事業に影響を与えずに望郷ライン延長の建設費用を負担することができるのか、前橋方面へのアクセス向上を図るためにはどこまで整備する必要があるのか、高額な費用をかけて利便性がどの程度上がるのかなど、費用対効果を総合的に検証してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 確かに本路線が赤城町を通過し前橋方面まで接続されることにより利便性が向上し、農業や観光の振興を図れるかもしれませんという回答でございます。そして、それをするためにはかなりの費用がかかる、それはもう重々そういうことだということには分かっている上で質問させてもらっています。

そして、やはりあそこでストップしているという状況も皆さんご存じかと思うんですけども、あそこから先はつながらないのかという村民の声も聞こえて来ております。ですので、ぜひぜひすぐ整備をしてくださいということではなくて、計画を立てて、その計画

を立てるためにはいろんなところに話かけ、呼びかけをしていただいて、まずは計画を立てていただくというところから進めていただきたいと思います。

そして、もしあの道路が開通したらということで考えたんですけれども、生産性向上への効果が見込まれます。道路が整備されることで、よくご存じのとおり、利根沼田管内でも道路、橋がかかたりします。そういったことによりまして生産性の向上が期待できます。特に昭和村は農業が基幹産業でございますので、先ほど言いましたように前橋のほうまで行って耕作をする、そういったときに作業時間が短縮され、効率的な農業が可能になるかと思えます。

それからまた、昨今では物流に関しては、かなり昭和村もJAないしは民間業者さんが企業として物流の会社を立ち上げております。そういった物流の面に関しましても効果が期待されると思えます。

道路がつながることによりまして大型トラックによる大量の農産物運搬が可能になりまして、現在、桂坂線とぶつかるところから、じゃあ、どちらに行こうというと、下のサービエリアのほう、あそこも桂坂線なんですけれども、くねくねした道に下がっていくか、あるいは上に上がる大規模農道、直線に向かって行くか、どちらかにしか行くことができません。桜のほうに行く道もございます。ただ、どうしても沢を越えたり、そういったことをしなければ渋川方面に行くことができないということで、残念ながらあれほど広い道が空いているのに、そこが空いていないというのは、やはり本当に基幹産業の農業あるいは観光を将来していこうという昭和村にとってはもったいない話で、あそこが広がることによって昭和村にとって大きな効果が出ると思えますので、最初の一步を踏み出していただきたいと思います、そういう願いでございます。

それから、この関連する話でございますが、その道路を整備することによりまして昭和村と友好交流をしている板橋区、それから横浜市の広域的な避難のルートにもなるかと思えます。道路整備による広域災害協定は大規模災害発生時の迅速な道路啓開や復旧活動に非常に有効です。これによりまして緊急車両の通行確保や支援物資の輸送が可能となりまして、被災地の救援活動・復旧を大きく支える形になります。

本村では、板橋区の第5小学校が昭和村に毎年来てくれます。そして小学生と交流を川

龍寺さんでしておりますけれども、とてもいい関係でございます。

それから、その板橋区というのはとてもいい制度を使っておりまして、東日本大震災の教訓から災害協定に基づく広域的な提携をいろんな市町村と結んでおります。広域的な提携を結ぶためには啓開道路が必要です。啓開道路を造りながら板橋区と横浜市に、もしも首都で大きな震災があったときに昭和村に来ていただける、そんな道にもなるのかな、つながるのかなと思います。

それから、道路の計画の策定の関係なんですけれども、地方整備局で道路の啓開計画を策定されるんですけれども、そういった啓開道路の策定に関しましても昭和村もぜひそこに当てはめていただいて、広域的なほかの市町村との協定を結んでいただければ、道路整備に関する計画も作りながらいろんなことができるのではないかと。そして計画を作った暁には道路が整備できると、そんな流れになるかと思っておりますけれども、村長いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

一応、新しい道路計画等でございますが、その計画を立てる前にもいろいろ調査が必要になってきます。それと同時に、現在の道路維持の修繕計画とか、あと要望とかそういったので、道路維持のほうが今重点的になっておりますので、そちらを中心に考えつつ、新しい道路もできるようでしたら調査研究しながらいけるような方向でいければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。

先ほど、どこまで整備する必要があるのかとか調査をしなければいけない、そしてその先で考えていかなければいけないということでございます、ぜひ費用対効果を総合的に検証してまいりたいと言っておりますので、ぜひそれを検証してください。

それから、先ほど言いましたように、やっぱり何よりも基幹産業の農業、物流の重要性、

それから、これから災害が想定されて、昭和村に避難してきますといったときに、電車がストップしました、17号がストップしました、高速道路がストップしましたといったとき、この道もありますよという形の中でぜひ整備というんですか、その辺も含めて考えていただければと思います。

そういったときに広域連携をもし板橋区あるいは横浜市、横浜市とは災害協定を結んでいるんですけども、広域連携という形は結んでおりません。なので、広域連携協定を結んだ暁には板橋区の方たち、あるいは横浜市の方たちが、いざというときにはあそこを啓開道路として急いで昭和村に避難できるという将来のことも考えられますので、ぜひそういったことも含めて考えていただきたいと思いますが、村長、再度お聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、確かに村道桂川線の突き当たりが抜けていないというか、道路はあるんですけども細い道路であるということで、それを拡張して前橋方面ということだと思いますけれども、ともかく議員ご存じのように、望郷ラインももちろんそうなんです、上の農免道路もそうですけれども、沢がたくさんあります。沢がたくさんあるということは、それだけいろんな面で道路等も費用がかかりますし、あそこの橋等もありますので、その橋梁の維持管理ということも非常にかかります。

ですから、一応計画として今後どうしていくかということとはしっかりとやっていきたいと思うんですが、ともかく費用のかかることですので、それと合わせて災害等につきまして、先ほど板橋区また横浜市との話も出ましたけれども、板橋区につきましては志村第5小学校の関係もありますが、災害時についての道路に関しまして高速が止まったという状況、また17号が止まったという状況の中では、やっぱり望郷ライン、農免道路等が有効活用されるわけですけども、そういったものを踏まえて、またしっかりと協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 先ほどご理解いただきまして、しっかりと協議をしていきたいというお答えをいただきましたので、今後しっかりと関係機関と協議をしていただきまして、どこかの計画に盛り込んでいただきまして、今日の明日作ってくださいというわけではございません、長い将来を考えたときに昭和村に必要だろうという道路として位置づけしていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上で1項目めの質問を終わります。

それでは次に、2項目めになります。

義務教育卒業祝い金（満15歳児）の新設について質問いたします。

義務教育学校を目指す本村、これは義務教育学校ということで協議会のほうでいろいろ進めてくださいました。それに対しまして新規制度の導入を求めます。

義務教育が終了いたしますと高校進学や就業に就くと社会へ旅立ちます。その卒業祝い金と社会への旅立ちのエールを込めた義務教育卒業祝い金の新設を求めます。義務教育学校で過ごした9年間を村として祝い金という制度に基づき祝福する新制度の導入を求めます。

村では、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5万円と支援を開始したことは評価できます。義務教育が終わっても、さらに保護者には経済的な負担がかかる時代です。そのようなときに祝い金が未来の昭和村を担う方々の経済的負担の一助になれば、昭和村に生まれて育ってよかったとなるかと思ひます。ぜひ学校の在り方が変わろうとしている今、村として新制度を設けていただきたく切に願ひところですが、村長のお考えをお聞かせ願ひいたします。

また、義務教育学校を前提に考えている今、義務教育終了時の祝い金について教育長のお考えも合わせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの義務教育卒業の祝い金（満15歳児の新設）

についてのご質問にお答えいたします。

まず、子供たちの成長の節目を祝い応援したいという提案の趣旨は、村の未来を考える上で大変重要であると認識しております。同様の思いから入学祝い金制度を今年度から開始し、子育て世帯の経済的負担を軽減するための重要な施策と位置づけ、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5万円を給付しております。

ご質問の卒業祝い金ですが、他町村の状況を見てみますと、ひとり親世帯を対象として支給される場合が多く、その額も4,000円から1万円程度と対象世帯や金額が限定的になっております。

本村といたしましては、今後、義務教育学校の開校という大きな節目を見据え、子供たちにとって真に有効な支援の在り方とは何か、教育委員会とも緊密に連携しながら財源や費用対効果も含め研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 同じく佐藤好美議員さんの義務教育卒業祝い金の新設についてのご質問にお答えいたします。

さきの村長答弁のありましたとおり、次代を担う子供たちの成長の節目を祝うという趣旨においては意義のある提案であると思います。そのため、今後、さきの村長答弁のとおり議論が進められることが望ましいのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 本当に節目になるかと思えます。15歳、いろんなことを経験して、そしてさらに学生生活、社会に旅立つ人たち、いろんな人がいるかと思えます。そんなときにエールを送ることはとても重要なことだと思えます。特に昭和村、今義務教育学校にしましょう、していきましょうということで前に進んでおります。ほかの町村でももう既に義務教育学校というのは始まっております。ただ、じゃ何が昭和村は特色があるんですかといったときに、これから考えていかなければならない課題なのかなと思えます。

そんなときに一つの提案といたしまして、義務教育学校、9年間一つの学校で一緒に学習するわけなんですけれども、それを終えたときに昭和村から送り出す子供たちに対して、ぜひ温かいエールを送っていただきたいと思います。メッセージも含めてそんな思いで提案させてもらっております。

いろんな資料を見たんですけれども、この制度を全員に行っているという市町村はなかなか見当たりませんでした。ただ、やはりひとり親家庭とか、何か支援が必要な家庭とか、そういった方たちには支援をしている自治体がございます。そうではなくて、昭和村に特化した、5年後に卒業する子供さん、少なくなってしまうと思うんですけれども、その子供さんに対しましてぜひぜひ温かい支援をお願いしたいと思います。

参考のために調べたことをお知らせしたいと思います。これは15歳ではないんですけれども、令和7年度巣立ち応援18歳祝い金の支給というところがございます。令和7年度から始まった事業ですね、これほかの自治体なんですけれども。18歳というのも成人ということで祝い金の支給を始めた自治体もございます。

それから子育て応援金、また頑張る若人応援金ということで、これもやっぱり年齢違うんですけれども、中学校卒業時に卒業祝い金、そして16歳から18歳の方を対象に、多分これは高校に通うのかなというのを想像しているんですけれども、応援金を交付している自治体がございます。

こういった自治体は既にあります。本当に全国がそろって、利根沼田がそろったら昭和村が始めましょうでなくて、昭和村が先駆者となって、先駆けとなってやる事業があってもいいと思いますが、いかがでしょうか、村長にお伺いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員の質問にお答えいたします。

まだ小学生と中学生の入学祝い金を始めたばかりでございますので、私としては、卒業祝い金のほうはまだ今日、佐藤議員のほうから提案があったのを初めてお聞きしまして、そこまで考えがなくて申し訳ございませんが、もう少し熟慮をさせていただいてからと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ぜひ熟慮していただきたいと思います。義務教育学校が始まります。なので、ぜひ終わるときは昭和村から送り出していただきたい。9年間の義務教育を卒業するとき、今後の旅立ちのための昭和村からの応援メッセージとして、ぜひ祝い金制度を改めて申し上げたいと思います。子育て支援の位置づけとして支援をしてください。

繰り返しになりますが、高校への入学、または就職、在宅での学習、今はいろんな方法で子供たちは過ごしております。これはいろんな形があっていいと思います。中学校を卒業したら在宅での学習、就業など様々な形で社会へ旅立ちます。昭和村の義務教育学校を卒業するときの祝い金は、ほかの市町村から見て魅力ある子育て支援となることだと思います。ぜひ他市町村にはない、昭和村に特化した支援の整備を求めます。

他市町村に先駆けた先進的な支援は昭和村の移住促進にもつながると考えます。昭和村はすごいね、これがあるよという一つのきっかけにもなるのではないかと思います。いかがでしょうか、村長。お伺いたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、本当にいろんな面でしっかりと補助をしていくということは大事なことですけれども、まず一番大事なことというのは、その家庭における家庭内のいろんな部分で支援をしていただくということが第一でございまして、その延長上がやはり補助金ではないかというふうに考えておりますけれども、ちょっと話変わりますけれども、利根商業高校、みなかみ町の通学補助金の関係もありましたけれども、今現在157名の方が利根沼田から前橋、高崎のほうに通学されているわけですが、そういった者に対して補助金を出すということは、地元に残らなくなってしまうんですね。ですから、そこは同じようなものでして、どこまで補助金というのは出したらいかがということが一番大事なことはないかなというふうに考えております。まずは地元に残っていただく、地元に残っていただいている方に対して補助金を出していきたいとい

うふうに考えております。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ぜひ地元に残るような施策という形の中で考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めでございます。

訪問理美容サービス利用料の助成制度について質問いたします。

訪問理美容とは、理美容師が自宅や施設などに出向いて髪の毛のカットやシャンプー、ヘアカラー等の理美容サービスを提供することです。

既に県内では高齢者や障害者など外出や運転が困難な方へ利用料の助成制度を行っている実態があります。本村でも、村民に優しい村として助成制度を求めます。

群馬県の助成制度の状況を見ますと、群馬県のインターネットからの情報ですが、35自治体のうち16の自治体が助成制度を制定しています。助成制度を利用するための条件は自治体により違いはありますが、高齢者支援、障害者支援、様々な形で助成支援を実施しています。

外出が困難な方、美容室に行くのが困難な方など困っている方にとって大きなメリットがあり、訪問してくれることにより喜ばれることは間違いありません。また、理美容を利用した後の気持ちのよさは心身の健康にもつながると考えます。ぜひ村民に優しい村づくりを目指し、制度導入を求めます。

村長、いかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの訪問理美容サービス利用料の助成制度についてのご質問にお答えいたします。

外出が困難な高齢者の方や障害をお持ちの方にとって訪問理美容サービスが心身の健康維持や生活の質の向上に寄与するものであるということは十分に認識しております。住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けるための支援は、本村の福祉施設における重要なテ

一マの一つです。

しかしながら、本制度を公平かつ持続可能な形で導入するためには慎重な検討を要する事項があります。まず、年齢や障害の有無のみならず、真に外出が困難であるかどうかの客観的な判定基準をどのように設定するかという点です。

また、理美容法では、理容、美容は保健所の届出施設で行うことが原則とされており、訪問による施術はあくまで特例として認められているものです。そのため、村内の理美容師の方々の人手不足への配慮に加え、訪問先での衛生管理の確保や万が一の事故の際の責任所在など、事業者側との細かな調整が不可欠となります。

以上のことから、導入している他自治体の運用状況や現場での課題についての詳細な情報を収集し、本村においてどのような仕組みが最も適しているのかを多角的に調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 理美容、とてもいいことだと思います。理美容してとてもよかったよという評価がございます、パーセンテージでいきますと、これはほかの自治体でございますがアンケート調査をしまして、よかったと思うのが84.7%。こういう制度があるととても助かるという評価になっております。

ただ、回答にもございますように、いろんな課題がございます。資格、それから先ほどありましたように衛生管理、責任の所在、いろんなことをクリアしなければこの制度をつくっていくことは困難だと確かに思います。ただ、群馬県35市町村のうち16市町村がもう実施しております。なので、ほかの市町村で何が困難なのか、何をクリアしなければいけないのか、どうしてできたのか、どうやっているのか、そういったことを調査して、そして昭和村の村民にも還元してあげてはいかがでしょうか。

村長、いかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどちょっとお話ししましたように、いろんなやっている自治体のところを確認しながら、多角的に調査研究しませんと、始めるのは結構なんですけど、もし万が一何かあったときには非常に大きな問題となりますので、そこはやっぱりよく研究をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） そうですね。万が一のことは全てのことにに関して考えていかなければならないと思います。訪問理美容だけでなく、いろんなことに関して考えていかなければならない問題かと思っておりますので、ぜひこの問題も万が一のことを考えながら前に一歩進めていただければと思います。

訪問理美容サービスの効果といたしまして、皆さんも関わっています、将来、自分たちも関わるかもしれないんですけども、やっぱり髪の毛をセットしていただく、あるいはいろんなところをきれいにしていただく、男性の方だったらちょっと顔をきれいにしていただくなどあるんですけども、そういった効果は精神面への効果にもつながります。笑顔が増える、明るく前向きな気持ちになる、お髪を切ったときに、ああ、きれいになった、さっぱりした、そういった気持ちになります。活力がみなぎる、身だしなみを整えることで自信につながる、気持ちが爽快になる、そういった精神面での効果というのも期待されます。

それから、身体面の効果も期待されるんですね。要するにリラックスできる、清潔感を保つ、そういったことでいろんな効果が期待されます。

それから、対象高齢者や疾病により外出が困難な方とか、いろんな対象者がいるわけですが、そういった方に対して優しいサービスではないかと思っております。

ですので、何回も言うようなんですけれども、既にほかの自治体でサービスを始めております。村民に優しい村としてぜひ手を差し伸べる支援を。本当に小さなことかもしれないんですけども、リスクもあるかもしれないんですけども、手を差し伸べていただきたいと思っております。

これからますます高齢化社会になります。様々な問題を抱える中で、このような支援は

本当に皆さんに喜ばれる支援かと考えますが、いかがでしょうか。

村長、お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員の質問にお答えいたします。

先ほど佐藤議員のおっしゃるように、セットしてもらったり、切っていただくと本当にリラックスできたり、精神面も身体面もそうですが、非常に効果があるというふうに思います。

先般、100歳のお祝いでお伺いいたしましたが、しっかりとお化粧されて、頭もきれいに切ってあって、本当にすがすがしい方がおられましたけれども、本当に立派だなと思います。年齢じゃなくして、やはりそういった気持ちというのは大事だと思いますので、またしっかりと調査研究してまいりたいと思います。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 100歳の方もお化粧して、とても気持ちよく祝辞を受け取られたと思われるんですけども、伝達する側、伝達される側がとてもいい気持ちになったという、とてもいい効果だと思います。

そういったことも含めて、子育てにも優しくということも村長はうたっております。そして高齢者にも優しい村になりますことを心から切に願ひまして3項目一般質問させていただきましたが、以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（永井一行君） これにて一般質問を終わります。

◎日程第2 議案の訂正について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案の訂正についてを議題といたします。

村長から議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）についての訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について、訂正理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 令和8年3月5日に提出しました議案第15号 昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）について、訂正いたしたくご説明を申し上げます。

訂正の内容につきましては、資本的収入の項の番号の修正をお願いするものでございます。

議案書の中段から下の第3条の科目、第1款下水道事業資本的収入の第3項補助金を第2項補助金に、第4項負担金を第3項負担金に訂正し、次のページの平成7年度昭和村下水道事業会計補正予算実施計画の下から2番目の表の項の番号、第3項補助金を第2項補助金に、第4項負担金を第3項負担金に訂正をお願いするものでございます。

理由につきましては、項の数字の番号を誤って入力したため、間違いに気づかずそのまま提出してしまいました。今後このようなことがないように確認作業を徹底してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案訂正の件について、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎請願等文書表について

○議長（永井一行君） 日程第3、請願等文書表についてを議題といたします。

受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、十分審査をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は17日午後2時に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 1時57分散会